

2016年9月6日

北海道知事

高橋 はるみ 様

北海道教育委員会

教育長 柴田 達夫 様

北海道高等学校教職員組合連合会

中央執行委員長 國田 昌男

全北海道教職員組合

執行委員長 川村 安浩

台風10号等による暴風雨、土砂災害、浸水被害にかかる緊急要求書

日頃より、教育条件整備にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

8月17日に台風7号、続く21日には台風11号、23日には台風9号が北海道に相次いで上陸し、長引く大雨の影響により、各地で河川が氾濫するなど、大きな被害に見舞われました。また、8月31日に上陸した台風10号は、とりわけ十勝管内と上川管内南富良野町に甚大な被害をもたらすなど、河川や道路はもとより北海道全体に大きな被害が広がっています。

北海道高教組、道教組が実施した被災地からの聞き取りなどによると、次のような状況が見られます。

- 避難所となり、校舎や体育館が使えない
- 線路や橋の崩落、道路の冠水、決壊で断水が続き復旧のめどがたっていない
- 生徒の自宅の浸水被害
- 公宅の雨漏りや浸水、物置の浸水
- 予定していた宿泊研修、インターンシップ、現場実習の延期・中止
- 公共交通機関の再開の見通しが立たず、生徒が通学できない
- 生徒に給食を提供できない

このように、被災地の困難はいっそう深刻度を増しており、このことは子どもたちにも大きな影を落としており、一刻も早い復旧と再建、生活の安定が求められます。また、教職員の疲弊も深刻であり、不調を訴える教職員が増えることも予想されます。

つきましては、以下のように緊急の要求をいたしますので、よろしく願いいたします。併せて、市町村・市町村教育委員会への働きかけもよろしく願いいたします。

記

1. 被災校の教育環境整備について

- (1) 施設・設備の被害状況を早急に調査し、修理・修繕すること。
- (2) 被災した教育備品、教材などについて、調査の上、措置すること。

2. 子どもの心のケア、健康保持、支援について

- (1) 被災した児童生徒に、授業料無償化の拡大、校納金の免除・代替、教科用図書購入費、制服購入費及び修

学旅行費の全部又は一部の給付、高校入学検定料の免除など、緊急の就学援助を行うこと。

- (2) 被災によって遠距離通学を余儀なくされている児童生徒に交通費を補助すること。
- (3) 保護者・子どもの要望をもとにスクールバスの本数を増発するよう市町村や関係各所に働きかけること。
- (4) 通学や就職、進学試験等へ支障のでないよう、被災地の道路やJRの復旧を急ぐとともに、代替交通機関の運行や増便を関係各所に働きかけること。
- (5) 9月5日からの就職応募書類の提出、9月16日からの就職試験に向け、被災した高校生の就職希望者が不利益を被ることがないように、北海道経済連合会や北海道商工会議所連合会等の経済団体に、特別な配慮をするよう働きかけること。
- (6) 要望のあった学校には、教職員や養護教諭を加配すること。
- (7) 災害を体験した子どもたちの心のケアのため、要望のあった学校には、スクールカウンセラーを配置すること。
- (8) 生活困難な子どもや家庭への支援を強化すること。ソーシャルワーカーを増員し、要望のあった自治体に配置すること。
- (9) 被災した進学希望者には、返済不要の奨学金を給付すること。また、無利子奨学金借入枠の拡大と返済期間の延長を行うこと。

3. 教育課程・教育内容について

- (1) さまざまな困難を抱える被災校において、教職員が十分に子どもと向き合えるような時間が取れるよう配慮すること。
- (2) 各学校において編成された教育課程を尊重し、学校の教育活動を支えるよう尽力すること。
- (3) 臨時休校や災害による通学困難となった学校の実態や現場の裁量を最大限に尊重し、画一的な「授業時数確保」の押し付けを行わないこと。
- (4) 臨時休校の判断基準を再確認し、交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合は、児童生徒の安全を最優先し、無理に通学させないよう各学校・教育委員会を厳しく指導すること。
- (5) 保護者の失業や死亡、家を失うなど様々な困難を抱え、悪条件の中での学習を余儀なくされている被災地の受検生について、十分な配慮を行うこと。

4. 教職員の勤務条件整備、健康保持、生活支援について

- (1) 教職員の心のケアとメンタルヘルスの維持のため、最大限配慮すること。
- (2) 「特殊業務手当」など実績どおり支給すること。
- (3) 災害時、災害後の教職員の勤務と保障を明確にし、割り振り変更もきちんと行うこと。
- (4) 児童生徒の安否確認などで使用した携帯電話代などの自己負担分を保障すること。
- (5) 交通機関や道路の状況によって通勤が難しいと思われる場合は、教職員の安全を最優先し、無理に通勤させないよう各学校・教育委員会を指導すること。
- (6) ボランティア休暇を積極的に取るよう、校長や各市町村の教育委員会に働きかけること。
- (7) 被災した教職員に対して、教育活動に係る書籍文具類購入や住宅再建・確保、通勤用自家用車購入等の財政補助をするなど、生活支援を強化すること。